(f)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(g)　「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性にのみ基づくものを含まない。

(h)　「経過的ＲＣＥＰセーフガード措置」とは、次条（経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用）に規定するセーフガード措置をいう。

(i)　「経過的セーフガード期間」とは、特定の産品に関し、この協定が効力を生ずる日から附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）の締約国の関税に係る約束の表に基づく当該産品についての関税の撤廃又は引下げが完了した日の後八年が経過するまでの期間をいう。

第七・二条　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用

1　この協定に従って関税を引き下げ、又は撤廃した結果として、他の一又は二以上の締約国の原産品が絶対量において又は国内生産量に比較しての相対量において増加した数量で締約国の領域に輸入されている場合において、当該増加した数量が同種の又は直接に競合する産品を生産する当該締約国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているときは、輸入締約国は、自国の国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、自国の国内産業の調整を容易にするために必要な限りにおいて、次のことを行うことができる。

(a)　この協定に定める当該産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b)　次の税率のうちいずれか低い方の税率を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i)　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置が適用される日における実行最恵国税率

(ii)　この協定が自国について効力を生ずる日の前日における実行最恵国税率

2　締約国は、関税割当て及び数量制限が経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の形態として許容されないことを了解する。

3　物品に関する委員会は、いずれかの締約国の要請に応じ、経過的セーフガード期間の満了の遅くとも三年前までに経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の実施及び運用（その期間を含む。）について討議し、及び見直すことができる。

第七・三条　通報及び協議

1　締約国は、次の場合には、他の締約国に対して書面により直ちに通報する。

(a)　重大な損害又は重大な損害のおそれ及びこれらの理由に関する次条（調査手続）に規定する調査を開始する場合

(b)　輸入の増加によって引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの認定を行う場合

(c)　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとり、又はその適用を延長する場合

(d)　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置を修正すること（漸進的に緩和することを含む。）を決定する場合

2　1(a)に規定する書面による通報には、次の事項を含める。

(a)　1(a)に規定する調査の対象となる原産品の正確な説明（当該原産品が分類される統一システムの項及び号並びに1に規定する締約国の品目表を含む。）

(b)　調査の開始の理由の要約

(c)　調査の開始の日付及び調査の対象となる期間

3　締約国は、他の締約国に対し、次条（調査手続）1の規定に基づいて要求される自国の権限のある当局による報告であって公表されるものの写し又はＵＲＬを提供する。提供される報告は、自国の権限のある当局が当該報告において当初使用した言語によることができる。

4　1(b)から(d)までに規定する書面による通報には、次の事項を含める。

(a)　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明（当該原産品が分類される統一システムの項及び号並びに1に規定する締約国の品目表を含む。）

(b)　この協定に従って関税を引き下げ、又は撤廃した結果として他の一又は二以上の締約国の原産品の輸入の増加によって引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれの証拠

(c)　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の案の正確な説明

(d)　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置を導入しようとする日付及び当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の予定適用期間並びに当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の漸進的な緩和のための第七・五条（経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用範囲及び適用期間）3に規定する計画がある場合には当該計画

(e)　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置を延長する場合には、関係する国内産業が調整を行っている証拠

5　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする締約国は、特に、2及び4の規定に基づいて提供される情報であって次条（調査手続）に規定する調査から得られたものを検討すること、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置に関して意見を交換すること並びに第七・七条（補償）に定める目的を達成するための方法について了解に達することを目的として、関係する産品の輸出国として実質的な利害関係を有する締約国との事前の協議を行うための適当な機会を与える。

第七・四条　調査手続

1　締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2に定める手続と同様の手続に従って自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみ経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとる。このため、セーフガード協定第三条及び第四条2の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　各締約国は、自国の権限のある当局が1に規定する調査をその開始の日の後一年以内に完了することを確保する。

第七・五条　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用範囲及び適用期間

1　いずれの締約国も、次の事項に該当する経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとってはならない。

(a)　重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えるもの

(b)　三年の期間を超えるもの。ただし、例外的な場合において、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとる締約国の権限のある当局が、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置が重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために引き続き必要であり、及び関係する国内産業が調整を行っている証拠があるとこの条に定める手続に従って決定したときは、当該期間は、暫定的ＲＣＥＰセーフガード措置及び経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の適用の合計期間（当初の適用期間及びその延長の期間を含む。）が四年を超えないことを条件として、一年を限度として延長することができる。このただし書の規定にかかわらず、後発開発途上締約国は、自国の経過的ＲＣＥＰセーフガード措置を一年の追加的な期間延長することができる。

(c)　経過的セーフガード期間の満了の時を超えるもの

2　原産品の輸入については、この協定に基づいて約束されたところに従って当該原産品について最初の関税の引下げ又は撤廃が効力を生ずる日から一年間は、経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとってはならない。

3　経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において、調整を容易にするため、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置をとる締約国は、その適用期間中一定の間隔で当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置を漸進的に緩和する。

4　締約国が経過的ＲＣＥＰセーフガード措置を終了する場合には、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の対象となった原産品の関税率は、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置がとられなかったとしたならば適用されたであろう附属書Ⅰ（関税に係る約束の表）の当該締約国の表に基づく税率とする。

5　既に経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の対象となった個別の原産品の輸入については、当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置の終了から当該経過的ＲＣＥＰセーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年間のいずれか長い方の期間が経過するまで、経過的ＲＣＥＰセーフガード措置を再度とってはならない。